

○総務省令第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十四日

総務大臣 村上誠一郎

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(政治資金監査を行うことができない者) 第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 【一〇三 略】 四 法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体にあつては、当該国会議員関係政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員若しくは当該国会議員関係政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員(以下この号及び第十九条第一項第一号において「三号団体関係国会議員」という。)又は三号団体関係国会議員の配偶者 五 法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者 (少額領収書等の写しに係る提出期間の延長) 第十九条 法第十九条の十六第七項に規定する総務省令で定める相当の期間(次項において「相当の期間」という。)は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、三十日とする。 一 法第十九条の十六第六項に規定する期間(以下この条及び次条において「提出期間」という。)が、当該国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項第一号若しくは第二号に規定する公職の候補者又は三号団体関係国会議員(次条第一号において「関係国会議員等」という。)に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。 【一 略】 【2 略】 (提出期間延長に係る文書に記載すべき事項) 第二十条 法第十九条の十六第八項に規定する総務省令で定める事項は、同条第五項の規定による命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。 一 前条第一項第一号に掲げる事由に該当するとき 関係国会議員等の氏名及び選挙の種類 【一・三 略】 別記 第1号様式 (第1条関係) 【様式 別紙2 挿入】 (備考) 【1〜7 略】 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。また、「主宰する衆議院議員又は参議院議員に	(政治資金監査を行うことができない者) 第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。 【一〇三 同上】 【新設】 四 法第十九条の十三第一項の政治資金監査を受けることとなる法第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であつた者 (少額領収書等の写しに係る提出期間の延長) 第十九条 法第十九条の十六第七項に規定する総務省令で定める相当の期間(次項において「相当の期間」という。)は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、三十日とする。 一 法第十九条の十六第六項に規定する期間(以下この条及び次条において「提出期間」という。)が、当該国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項各号に規定する公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。 【一 同上】 【2 同上】 (提出期間延長に係る文書に記載すべき事項) 第二十条 法第十九条の十六第八項に規定する総務省令で定める事項は、同条第五項の規定による命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。 一 前条第一項第一号に掲げる事由に該当するとき 公職の候補者の氏名及び選挙の種類 【一・三 同上】 別記 第1号様式 (第1条関係) 【様式 別紙1 挿入】 (備考) 【1〜7 同上】 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。

係る公職の種類」欄及び「主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員（現職）」の列により記載すること。	
<u>9</u> 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員が多数の場合には、「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」欄は別紙として添付すること。	[新設]
<u>10</u> [略] <u>11</u> [略]	<u>9</u> [同左] <u>10</u> [同左]
第11号様式（第4条関係） 〔様式 略〕 （備考） 〔1・2 略〕	第11号様式（第4条関係） 〔様式 同左〕 （備考） 〔1・2 同左〕
3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあつては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。 〔4・5 略〕	3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。 〔4・5 同左〕
〔別紙 略〕 第12号様式（第5条関係） 〔様式 別紙4 挿入〕 〔（記載要領） 略〕 第14号様式（第8条関係） （その1） 〔様式 別紙6 挿入〕 〔（その2）～（その20） 略〕 （記載要領） 〔1～3 略〕 4 様式（その1）について 〔（1）～（3） 略〕	〔別紙 同左〕 第12号様式（第5条関係） 〔様式 別紙3 挿入〕 〔（記載要領） 同左〕 第14号様式（第8条関係） （その1） 〔様式 別紙5 挿入〕 〔（その2）～（その20） 同左〕 （記載要領） 〔1～3 同左〕 4 様式（その1）について 〔（1）～（3） 同左〕
<u>（4）</u> 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用	<u>（4）</u> 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用

されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。 さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。 エ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。 イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 「公職の候補者の氏名等」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。 ロ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 「公職の候補者の氏名等」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類等」に当該衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、「衆議院議員（現職）」の例により記載することとし、主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。 〔（５） 略〕 〔５～24 略〕	されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。 〔（５） 同左〕 〔５～24 同左〕
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記せよ。

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

第 1 号様式（第 1 条関係）〔別紙 1〕

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

名 称	(ふ り が な)	政治団体の区分		
		☐ 政 党 ☐ 政 党 の 支 部 ☐ 政 治 資 金 団 体 ☐ 政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 ☐ その他の政治団体の支部		
		国会議員関係政治団体の区分		
		☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る 国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る 国会議員関係政治団体		
目 的	別紙のとおり	組織年月日	令和 年 月 日	
主たる事務所の 所 在 地	(〒)	(電話)		
主たる活動区域				
代 表 者	(ふ り が な) (氏 名)	(〒) (住所) (電話)	(生年月日)	(選任年月日)
会 計 責 任 者				
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者				
支 部 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	課税上の優遇措置 の適用関係の有無	☐ 有 ☐ 無	
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類	
	(ふ り が な)			

第 1 号様式（第 1 条関係）〔別紙 2〕

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(ふ り が な)	政治団体の区分		
		☐政 党 ☐政 党 の 支 部 ☐政 治 資 金 団 体 ☐政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 ☐そ の 他 の 政 治 団 体 ☐その他の政治団体の支部		
		国会議員関係政治団体の区分		
		☐政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る 国会議員関係政治団体 ☐政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る 国会議員関係政治団体 ☐政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号に係る 国会議員関係政治団体		
目 的	別紙のとおり	組 織 年 月 日	令和 年 月 日	
主たる事務所の 所 在 地	(〒) (電話)			
主たる活動区域				
代 表 者	(ふ り が な) (氏 名)	(〒) (住所) (電話)	(生年月日)	(選任年月日)
会 計 責 任 者				
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者				
支 部 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	課税上の優遇措置 の適用関係の有無	☐ 有 ☐ 無	
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る 国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類		

政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号 に 係 る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
	(ふ り が な)	
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号 に 係 る 国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名	主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	(ふ り が な)	
	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名	主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類
	(ふ り が な)	
	(ふ り が な)	
	(ふ り が な)	

第 12 号様式（第 5 条関係）〔別紙 3〕

（表）

				五十音順分類	
政治団体の名称	(ふ り が な)			届 出 年 月 日	事由発生年月日
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)			届 出 年 月 日	事由発生年月日
	(〒) (電話)				
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	(〒) (住 所) (電話)	(生年月日)	(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
会 計 責 任 者		(〒) () (電話)		(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
会計責任者の職務代行者		(〒) () (電話)		(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
政治資金団体又は 資金管理団体の 指定の有無	(有無)	〔 政治資金団体として指定をした 政党名又は資金管理団体の届出をした 者の氏名 〕	〔 資金管理団体 の届出をした者 の公職の種類 〕	(届出年月日)	(指定年月日) (取消等年月日)
支 部 の 有 無 (政治団体の支部 である旨)		課税上の優遇措置の 適用関係の有無		(届出年月日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る 国会議員関係政治団体	(代表者である公職の候補者に係る公職の種類)			(届 出 年 月 日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	(公職 ^{ふりがな} の候補者の氏名)	〔 公職の候補者に 係る公職の種類 〕		(届 出 年 月 日)	(事由発生年月日)
設立届出年月日	・ ・	解散等の公表年月日	・ ・		
組 織 年 月 日	・ ・	解 散 等 の 年 月 日	・ ・		

(裏)

収 支 報 告 書 の 提 出 及 び 公 表 の 状 況

年	年	年	年	年
. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出
. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表
年	年	年	年	年
. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出	. . 提出
. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表	. . 公表
届出事項等の公表関係		綱領等の異動状況		
公 表 年 月 日	内 容	提 出 年 月 日	内 容	
. .	設 立 届	. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		. .		
. .		綱領等の整理番号 ()		
(備 考)				

第 12 号様式（第 5 条関係）〔別紙 4〕

				五十音順分類	
政治団体の名称	(ふ り が な)			届 出 年 月 日	事由発生年月日
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)			届 出 年 月 日	事由発生年月日
	(〒) (電話)				
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	(〒) (住 所) (電話)	(生年月日)	(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
会 計 責 任 者		(〒) () (電話)		(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
会計責任者の職務代行者		(〒) () (電話)		(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
政治資金団体又は 資金管理団体の 指定の有無	(有無)	〔 政治資金団体として指定をした 政党名又は資金管理団体の届出をした 者の氏名 〕	〔 資金管理団体 の届出をした者 の公職の種類 〕	(届出年月日)	(指定年月日) (取消等年月日)
支 部 の 有 無 (政治団体の支部 である旨)		課税上の優遇措置の 適用関係の有無		(届出年月日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る 国会議員関係政治団体	(代表者である公職の候補者に係る公職の種類)			(届 出 年 月 日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	(公職の候補者の氏名) (ふりがな)	〔 公職の候補者に 係る公職の種類 〕		(届 出 年 月 日)	(事由発生年月日)

政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体	(主 ^{ふり} 宰 ^が する衆議院議員又は参議院議員の氏名)	(主 ^{ふり} 宰 ^が する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類)	(届出年月日)
			(事由発生年月日)
	(主 ^{ふり} 要 ^が な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名)	(主 ^{ふり} 要 ^が な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類)	(届出年月日)
			(事由発生年月日)
設立届出年月日	・ ・	解散等の公表年月日	・ ・
組 織 年 月 日	・ ・	解 散 等 の 年 月 日	・ ・

収 支 報 告 書 の 提 出 及 び 公 表 の 状 況				
年	年	年	年	年
・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出
・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表
年	年	年	年	年
・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出
・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表
届出事項等の公表関係		綱領等の異動状況		
公 表 年 月 日	内 容	提 出 年 月 日	内 容	
・ ・	設 立 届	・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		綱領等の整理番号 ()		
(備 考)				

第14号様式（第8条関係）
（その1）[別紙5]

収 支 報 告 書

		令和		年分
		(令和	年 月 日開催分)	
(ふりがな)		政治団体の区分		
1 政治団体の名称		☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項	
		☐ 政 党 の 支 部	の 規 定 に よ る 政 治 団 体	
		☐ 政 治 資 金 団 体	☐ そ の 他 の 政 治 団 体	
2 主たる事務所の所在地			☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部	
		活動区域の区分		
3 代表者の氏名		☐ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内	
4 会計責任者の氏名		資金管理団体の指定の有無		国会議員関係政治団体の区分
		☐ 有		☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
		☐ 無		第1号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名		公職の種類		☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
		資金管理団体		第2号に係る国会議員関係政治団体
		の届出をした		公職の候補者
(電話)		者の氏名		の 氏 名
				公 職 の 種 類
(電話)				
		資金管理団体の指定の期間		国会議員関係政治団体に関する
(電話)				特例の適用期間
		令和 年 月 日から		令和 年 月 日から
		令和 年 月 日まで		令和 年 月 日まで

第14号様式（第8条関係）
（その1）[別紙6]

収 支 報 告 書

令和 年 月 日
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称 _____

2 主たる事務所の所在地 _____

3 代表者の氏名 _____

4 会計責任者の氏名 _____

事務担当者の氏名 _____

(電話) _____

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内
資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☐ 有	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
☐ 無	第1号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 _____	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
資金管理団体の _____	第2号に係る国会議員関係政治団体
の届出をした _____	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
者の氏名 _____	第3号に係る国会議員関係政治団体
	公職の候補者の氏名等 _____
	公職の種類等 _____
資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで